

**「こども・若者の声を形に」
プロジェクト事業委託業務
仕様書**

滋賀県 草津市

仕 様 書

令和8年度「こども・若者の声を形に」プロジェクト事業委託業務については、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、対話業務、協働業務、こども・若者の居場所交流業務を次により実施するものとする。

1. 業務の目的

本業務は、草津市（以下「甲」という。）が事業者（以下「乙」という。）に委託する令和8年度「こども・若者の声を形に」プロジェクト事業の運営に関し、令和5年4月施行のこども基本法で定められている、「こどもや若者（0歳から39歳まで）の意見を表明する機会が確保され、その意見を尊重し、反映させるために必要な措置を講ずること。」の趣旨に基づき、「こどもまんなか社会」の実現に向けた、各種調査・研究・事業実施を行うものである。

2. 業務名

令和8年度「こども・若者の声を形に」プロジェクト事業委託業務

3. 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 業務内容

（1） 先行した居場所づくり事例および施設の視察および研究

全国に先駆けてこども・若者の居場所づくりを展開している先進的な施設を視察し、実践的な知見を得る。また、各地とのネットワーク形成や交流を通じて、多様な取組を相互に学び合い、草津から新たなモデルを全国へ発信する機会とする。

（2） 中高生へのアンケート実施

市内の中高生を対象に、地域における居場所づくりやユース活動への関心や意見を把握するためのアンケートを実施する。

（3） ネットワーク創出に資する事業

市内6高校へのアウトリーチを行い、生徒が気軽に話せるカフェ的な雰囲気のある「居場所キャラバン」を放課後に開催する。（1校2回程度、合計12回）

また、休日に地域の若者が自由に参加できるオープンミーティングやワークショップを開催する（草津エリア1回、南草津エリア1回、合計2回）

（4） キラリエ草津、UDCみなくさ、市民交流プラザにおける、こども・若者の居場所運営、交流支援

草津市内の上記3施設に定期的にユースワーカーやユースワーカー的人材を配置し、「この曜日に行けば安心して過ごせる居場所があり、学習や交流ができる」という環境の周知と定着を図る。また、こどもや若者とのコミュニケーション支援、ファシリテーションの実践を通じて、若者の主体的な活動や多様な機会創出を行う。併せて試験運用（実証実験）を行い、利用実態の把握や効果検証も実施する。

上記3施設において9月末から3月中旬まで、各施設月4回を目安に開催し、延べ68回開催とする。

（5） ユースワーカーの養成に資する事業

コーディネーターやサポーターに加え、施設の管理者・運営者・行政職員を対象として、若者支援や居場所づくりに関する理解を深めるための講義やワークショップ等を実施する。（草津駅前施設2回、南草津駅前施設2回、計4回実施）

（6） こども・若者による行政・地域との協働事業創出支援

こどもや若者自身が、地域や行政との協働事業・交流事業を自ら企画・実施する機会を設け、市政参画を促進する。若者の主体性や企画力の育成を図るとともに、地域社会への関心・関与を高めることを目的

とする。(各施設 1 回程度)

(7) キラリエ草津、UDC みなくさ、市民交流プラザ合同イベントの開催

上記拠点の利用者が相互に交流できる合同イベントを開催する。各施設での活動をつなぎ、こども・若者、市民、関係機関の横断的なネットワーク形成を促進し、地域全体で支え合う関係性を育む。

(1 回程度)

(8) 対話業務のコーディネート

対話業務において、企画(既存の企画への参画を含む)、主催団体との調整、運営補助、意見聴取等のコーディネートを行うものとする。小・中・高校生・大学生、39歳までの若者等、幅広く参加者を募る工夫を行うとともに、草津市が開催する下記3件の対話業務のコーディネートを行うこと。

なお、対話業務の内容等を変更する場合は、発注者と受注者で協議のうえ変更するものとする。

①中学生との対話

8月に予定している、市内公立中学校の代表生徒と市長等とのテーマトークにおいて、企画、当日の運営・進行、参加者が話しやすい雰囲気づくり、意見の引き出しとグラフィックレコーディングによる対話の見える化等を行うこと。

②小・中・高校生・大学生との対話

8月に予定している「まちのジブンゴト“feel→do!”(フィールド)立命館大学プロジェクトチーム」主催の対話事業において、世代の異なるこども・若者の交流を行うことができるよう、主催団体と相談しながら、企画への参画、当日の運営補助、参加者が話しやすい雰囲気づくりや意見の引き出し等を行うこと。

③20代、30代の若者との対話

9月に草津市で開催を予定している20代、30代の若者が参加する対話事業「ワカモンラウンド」において、若者が参加しやすいよう、主催団体と相談しながら、企画への参画、当日の運営補助、参加者が話しやすい雰囲気づくりや意見の引き出し等を行うこと。

(9) 協働業務の実施

対話業務で得た意見をもとに、こども・若者の意見を形にする協働業務を企画・提案し、実施に際しては、協力団体と調整を行い、参加するこども・若者が主体となって実現できるよう伴走支援を行うものとする。協働業務については、2件実施するものとする。

なお、企画・提案のあった協働業務については、内容を確認のうえ発注者で実施の決定を行う。

(10) 各事業の情報発信および広報媒体制作

各事業内容や実施状況をわかりやすく紹介し、利用可能日やイベント等の告知を行うための SNS や広報媒体を整備・運営する。これにより、こども・若者および地域住民が、各拠点の活動情報にアクセスしやすい環境を構築する。

(11) 事業全体のコーディネート(スケジュール作成および進捗管理、一体的な企画運営、実行チームへの伴走支援等)

(12) 各事業の記録および報告書作成

(13) 前号以外に掲げるもののほか、市が必要と認める業務

5. 委託業務の実施場所

実施場所 草津市内一円(キラリエ草津、UDC みなくさ、市民交流プラザ、各学校他)および視察先

6. 実施期間

- 7月～
- ・先行した事例および施設の視察および研究
 - ・中高生へのアンケート実施
 - ・ネットワーク創出に資する事業

- ・ ユースワーカー養成
- ・ 対話業務のコーディネート
- 10月～ ・ キラリエ草津、UDC みなくさ、市民交流プラザにおける、こども・若者の居場所運営交流支援
- ・ こども・若者による行政・地域との協働事業創出支援
- ・ キラリエ草津、UDC みなくさ、市民交流プラザ合同イベントの開催
- 随時 ・ 協働業務の実施
- ・ 情報発信および広報媒体制作
- ・ 事業全体のコーディネート
- ・ 各事業の記録および報告書作成

これの他、各事業実施に際しては、必要に応じて甲と乙が協議の上、契約期間を逸脱しない限り柔軟に、実施期間を決定するものとする。

7. 事業報告

乙は各事業の実施後7日以内までに甲に報告するものとする。また、事業年度または委託期間が終了したときは、速やかに実績報告書を提出するものとする。

8. 広報媒体の取扱等

(1) 乙は本事業において制作を行った広報媒体（チラシ、SNS アカウント及び投稿等）を事業期間内において責任を持って適切に運用し、著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下、「著作権」という。）、肖像権等の権利関係の処理・調整を行う。また、広報媒体に係る資産（一切のデザイン、データ、コンテンツ及びこれに付随するプログラム、並びに使用・管理に必要なパスワード等の情報）を、事業完了後速やかに甲へ譲渡するものとする。

(2) 制作した広報媒体における著作権は甲に帰属するものとし、乙は乙の著作者人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。）を主張しないものとする。ただし、当該制作物の全部又は一部に乙がすでに著作権を有するものが含まれる場合には、契約の段階で協議の上、定めるものとする。その場合は、仕様書の内容を一部変更可能とする。

(3) 第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けたときには、乙が甲と共に対処すること。

9. 広報媒体の検収等

(1) 乙は前項の広報媒体について、制作完了後直ちに検査を甲に要請し、要請日を含む10日以内（土日、祝日を除く）に、甲は乙に検査の可否を通知しなければならない。

(2) 前項の期日以内に、甲から乙への通知がない場合は、検査に合格したものとみなす。

(3) 甲が乙に対して不合格を通知する場合、対象検査物の不足、現状の運営に支障をきたす瑕疵又は欠陥、WEBサイトの運営内容や本件事業に関する取引業者との取引等に関する虚偽報告等相当の理由を示した上で、対象検査物の速やかな是正を求めることができる。

10. 広報媒体に関する保証

乙は甲に対し、制作した広報媒体が第三者の著作権、知的財産権その他の権利を侵害しないこと、及び第三者に譲渡されていないことを保証することとする。

11. 各種保険の加入等

乙は委託事業の実施にあたり、事業、イベント実施時における参加者および関係者を対象とする傷害保険・損害賠償保険に加入する。事故が発生した場合は、速やかに報告し、請求の手続きをとり行うことと

する。

1 2. 関係書類の保管等

事業の実施に係る記録および支出に関する書類等を事業実施年度の翌年から5年間保管し、甲から提出要請があった場合は、提出するものとする。

1 3. 再委託の禁止

受注者は、本市の承諾なく、業務を第三者に委託してはならない。

1 4. 受注者の責務

本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守するとともに、業務の目的および内容を把握し、業務計画等の作成を行い、正確かつ迅速に業務を行うこと。

1 5. 守秘義務

乙は業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1 6. その他

(1) 対話業務の実施(3回)に係る直接経費(消耗品、人件費等)の内、10万円(税込み)、協働業務の実施(2回)に係る直接経費(消耗品、人件費等)の内、40万円(税込み)を精算対象とし、実績額が当初見積額を下回る場合は、実績報告された金額をもって精算するものとし、変更契約の締結は省略するものとする。

(2) 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

(3) 環境配慮の周知について

受注者は、業務開始前に市ホームページに掲載している「環境にやさしい配慮指針」を確認の上、発注者が実施している環境マネジメントシステムに配慮した環境にやさしい事業活動を心掛けること。

(参照)

草津市ホームページー暮らし・手続きー環境ー草津市環境基本条例

また、草津市気候非常事態宣言の理念に基づき、ゼロカーボンシティの実現のため、温室効果ガスの低減に努めた事業活動を心掛けること。

(4) 熱中症の予防について

本市は、熱中症予防を推進しており、また、労働安全衛生の観点からも事業主は熱中症による労働災害の防止に努めなければならないことから、特に梅雨から夏期にかけての時期は、次のことをはじめ、熱中症予防に万全を期すこと。

- ・高温多湿な作業場所での作業中は注意し、また頻繁に巡視を行うこと。
- ・無理な作業は控え、健康状態にも十分配慮すること。
- ・スポーツドリンク等の塩分を含む飲み物を摂取し、休憩をとるなど適切な対策を講じること。

参照：草津市ホームページー暮らし・手続きー防犯・安心・安全ー熱中症予防

(5) 草津市の発注する物品の購入、役務の提供等(物品の買入れ、貸借、財産の売払い、その他役務提供、業務委託(建設工事等にかかる業務委託を除く。))における暴力団員等による不当介入の排除について

1 受注者は、暴力団員等(暴力団の構成員および暴力団員関係者、その他市発注工事等に対して不当な介入を行うすべての者)による不当介入(不当な要求または業務の妨害)を受けた場合におい

ては、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに草津警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。

- 2 受注者は、前記により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書により草津警察署に届け出るとともに、担当職員等に報告するものとする。(通報書については、草津市ホームページ(事業者向けー入札・契約ー規則等ー物品の購入等における不当介入に対する通報・連絡について)に掲載)